



豊前総合法律事務所

News Letter

2025年

1・2月号

VOL.13

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 プライベートのひとこま
- P2 法改正情報
- P3 貢献事例紹介
- P4 終活講師弁護士による人生設計のすゝめ
- P5 レビュー
- P6 お知らせ

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、**日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる最高峰の地域密着型法律事務所**を目指してまいります。

プライベートのひとこま

新年を迎え、「もっと健康に！」と決意し、自宅裏の倉庫をジムとして活用することにしました。これまで物置として使っていた倉庫を整理し、運動ができる空間に仕立てました。バランスボールやダンベル、トランポリンなどを配置し、ちょっとした時間で体を動かせる環境を整えています。日常的に体を動かすことが少ない業種だからこそ、運動をしてリフレッシュすることを大事にしたいと考えています。

健康に気をつけて実践をすることは、みなさまへの貢献の基礎であり、かつ、弊所で注力している終活の重要な一端を学ぶことにもなります。

また、週に一度は手料理を作ることも始めました。昨年12月には、食生活アドバイザー検定（2級&3級）にも合格し、その学びを活かして栄養バランスを考えた食事を心がけています。栄養を学び、手料理を作るようになってからは明らかに、野菜を食べる量が増えました。手料理は、健康への意識を高めるだけでなく、食べることの楽しさを再発見させてくれる大切な時間になっています。新しいレシピを試したり、家族に喜んでもらえる工夫をしたりと、毎日が新しい発見です。

こうした小さな取り組みをコツコツ続けて、今年心身ともに健康的な一年を目指したいと思えます。



法改正情報 ～育児・介護休業法～

2025年4月1日から、育児・介護休業法が改正されます。この改正では、中小企業を含むすべての事業者が対応を求められ、従業員が仕事と家庭を両立できる環境を整えることが目的です。本稿では、育児と介護それぞれの改正ポイントを解説し、知っておきたい具体的な対応についてご案内します。

育児に関する改正ポイント

・ 残業免除の対象範囲拡大

改正内容：3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者も、残業免除の対象となります。

・ 子の看護休暇の範囲拡大

改正内容：対象が小学校3年生修了まで拡大し、学級閉鎖や行事参加（入学式・卒園式など）の際にも取得できるようになります。

・ 短時間勤務制度の柔軟化

改正内容：3歳未満の子を育てる労働者に対し、テレワークの導入が「努力義務」として追加されます。

介護に関する改正ポイント

・ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

改正内容：継続雇用期間にかかわらず、介護休暇の取得が可能になります。

以前は継続雇用期間が6か月未満の労働者は介護休暇の取得が認められていませんでした。

・ 介護離職防止のための雇用環境整備

改正内容：事業者がテレワークの導入や勤務時間の見直しなど、介護離職を防ぐための環境整備を行うことが求められます。

・ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認

改正内容：介護が必要な従業員に対し、事業者が個別に制度を周知し、意向確認を行うことが義務付けられます。

・ 介護のためのテレワーク導入

改正内容：介護中の従業員にもテレワークが適用され、柔軟な働き方が実現されます。



弁護士による説明・研修のご案内

当事務所では、今回の法改正に関する説明や、貴社のニーズに応じた研修を承っております。

- ・ 改正内容の詳細な解説
- ・ 自社での対応策に関するアドバイス
- ・ 就業規則の見直しや制度設計のサポート
- ・ 従業員向けの制度周知研修の実施

法改正への対応を進めるにあたり、不明点や懸念がございましたら、お気軽にご相談ください。

資料のご案内

厚生労働省から法改正についてまとめたリーフレットが出されていますので、よろしければ下記のQRコードからアクセスしてご覧ください。



貢献事例紹介

ありがたいことに、弊所では地域の企業様を幅広くサポートさせていただく機会に恵まれております。その中から、個人や企業が特定されない形で事例をご紹介します、みなさまのお役に立てればと存じます。守秘義務に触れないよう、適宜修正は加えておりますが、みなさまのご参考になればと存じます。

【リーガルチェックのスタンス】

契約はお互いの交渉により練り上げられるものですので、よりよい条項をとえばキリはありませんが、当方の希望ばかりで通るものでもありません。企業様によっては、定型の書式で契約を求められる場合がありますので、どこまで変更できるのかというところや、互いの力関係、それぞれの社内決裁のとりやすさなど事情はさまざまです。

そのため、過度に細かい指摘、好みのレベルの指摘は避け、「ここは積極的に検討しておいた方がよいのではないか」ということをいくつか絞って、弊所からお伝えしております。

また、契約を結ぶサービス・商品の具体的な内容に関しましても、一経営者としてのご意見を差し上げる場合がございます。



【AIの活用とプロフェッショナルの目】

近年、AIを活用した契約書レビューツールがリリースされています。AIは素早く全般的なチェックをしてくれます。一方で、弁護士がチェックを行う価値は、具体的に紛争になった場合を思い浮かべられることです。そのため、これは見解がわかれそう、揉めそう、という視点でチェックができます。

AIとプロフェッショナルの目、双方を参考にすることで、はやく質の高いリーガルチェックの実現につながりますので、ぜひご検討ください。

【具体的なリーガルチェックの内容】

1. 業務委託とは①委託した業務を行う →②それに対する報酬を払うというのがコアなので、この点についての明確化、特定について、以下のように確認や注意喚起をご提案しました。

①業務範囲の明確化：具体的に記載し、業務内容をできる限り正確に把握できるようにします。

②報酬条件の調整：相談の上、双方が納得できる条項に変更しました。

2. その他、重要と思われる部分の指摘・添削をしてみました。

(1) 契約解除条件の整備：具体的な解除事由を追加し、企業様のリスクを低減しました。

(2) 金額表示の確認：契約書内に記載された報酬や費用について、税抜き・税込みの表記が統一されておらず、誤解を生む恐れがあったため、税込み表示を明確に追加しました。

(3) 交通費等の協議：相手方に移動をお願いする際の交通費やその他の費用について、あらかじめ協議しておくことをおすすめしました。これにより、双方が納得のいく形で合意を進められるよう配慮しました。

(4) フリーランス新法（令和6年11月1日施行）に基づく取引条件の明示：フリーランス新法の施行に伴い、特定の項目について書面または電子書面による明示が必要です。この点も加味して、チェックをさせていただきます。



みなさまの事業の発展のため挑戦をなされる新たな事柄について、抜け漏れがないか、どんなところに注意したらよいかなど、契約書はチェックリスト的なものとして利用することができます。これらを踏まえて、戦略的によりよい契約はどのようなものなのか、みなさまの未来を共に考えてまいります。

終活講師による人生設計のすゝめ①

【人生設計に対する想い】

みなさまは、人生設計について考えたことはありますか。

ご存じの通り、弊所は企業様のサポートの他、地域にお住いのみなさまの終活にも力を入れております。終活といえば、葬儀やお墓のイメージが強いですが、一般社団法人終活カウンセラー協会は次のように定義しています。

**終活とは、人生の終焉を考えることを通じて、
自分を見つめ、今をより良く自分らしく生きる活動**

この定義に、私たちは非常に共感しており、終活に臨む心構えとして捉えています。

どんな人生の終わりを迎えたいか、そのためには今どうしたらよいか。これは、終わりを見据えて人生を設計することにも繋がります。このように、弊所では終活が人生設計も包含した概念、という形で理解しています。

特に経営者の方は、人生設計について考えたことがある・考えているという方が多いのではないのでしょうか。会社を経営することは並々ならぬ決意・熱意・情熱が求められます。目まぐるしく変化するこの時代に、会社を運営して社会を支えることを選択なさった経営者の方は、いずれどこかのタイミングで、自分がどう生きるか？という問いに出会うのではないかと思うのです。

今まで人生設計なんて考えたことがない、という方は、これからぜひ考えてみてください。これからの人生で何をしよう？とワクワクなさるのでしょうか。あるいは、今気がかりなことがあって、なかなか考えにくいかもしれません。それでもぜひ、少しだけでも人生設計に目を向けていただくと、「なぜ今その行動を選択しているのか」「もっとよい方法はあるか」など、前向きな問いが出てくることでしょう。

こちらのコーナーでは、人生設計について、みなさまと共に学んでまいりたいと思います。

【ナポレオン・ヒル 思考は現実化する Think and Grow Rich】

全世界で読まれ、発行部数は1億部を突破している世界的ベストセラー本です。

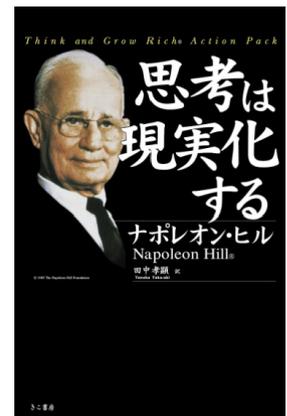
なぜ鋼鉄王と呼ばれたアンドリュー・カーネギーをはじめとする、いわゆる成功者と呼ばれる人々が、なぜ成功することができたのかの法則性を探り、体系的に整理されています。

著者ナポレオン・ヒルは、雑誌の記事にするためにアンドリュー・カーネギーにインタビューをしたところ、富を築く哲学をプログラムにするという依頼を受けました。それから紹介された約500名の成功者の話を聞いて独自の成功哲学をまとめ、約20年かけて書き上げたのが本書です。

原著の刊行から時がたち、時代は大きく変化していますが、それでも読み継がれているということは、やはり本質は様々な場面で共通しているのだと感じます。実際に、全く別の、有名な経営者の著書を複数読んでみると、それぞれ共通する概念をいくつも見つけます。たとえば、決断の重要性です。経営者の役割は決断すること、とも言われるように、決断の重要性はご存じのとおりです。

人生設計という視点でこの本を開くと、「あなたは自分自身の運命の支配者である」という言葉が目にとまりました。確かに、自然災害や生まれ育った環境など、自分ではどうしようもないこともあります。それでも、自分が何を望んで、目の前の状況をどのように捉えるかは、他の誰にも左右される必要はありません。そのうえで、自分が本当に求めているものはなにか、本当になりたい自分はどんな姿なのかを、じっくり考えて、その願望や理想を抱き続けることの重要性を説いています。

みなさまは、ご自身の人生をどのように設計されますでしょうか。挑戦してみたいこと、大切にしたいこと、使命だと感じていることなど、ぜひお聞かせください。



レビュー ～リーガルリスクマネジメントの教科書～

本書は、企業の成長を目指す法務部門や経営者に向けて、リスクマネジメントとビジネスの成長を両立させるための知恵が詰まった一冊です。弁護士の渡部友一郎先生が執筆なさっています。

【リーガルリスクについて考える】

「リーガルリスク」と聞いて、みなさまはどんなことを思い浮かべますか？

- 訴訟を起こされる心配
- 法律を守りきれず、事業に悪影響が出ること
- 思わぬ法律トラブルで損失を被ること



1. 攻めの法務とは

一般的に、リスクは避けるものです。ただ、避けることばかりにフォーカスしすぎると、結果として本当に実現したかった事業は実現が難しくなる場合もあります。そこで、事業の実現と成長を支える「攻めの法務」の重要性が語られています。

そのため、法律専門家や法務部からの返答は「リスクがあります。」で終わってしまっただけでは、本来の役割を果たしていません。まずは、その企業が新しい未来を切り開くための新規事業を実現させるという熱意を受け取り、「〇〇という点において△△という事象が想定されます。そのため、××という対策を打ってはいかがでしょうか。」のように、「できる」「やる」を前提にした意見を出すべきということですね。

2. リスク分析の考え方

リーガルリスクは、できるだけ多くの状況を予測し、その「起こりやすさ」と「結果の大きさ」の2つを軸に考えていきます。たとえば、支払遅延による債務不履行のリスクを考えた場合、取引先が資金の潤沢な上場企業であれば、債務不履行リスクの「起こりやすさ」は低いですね。対して、取引先が直近に手形不渡りを出した企業であれば、債務不履行リスクの「起こりやすさ」は高いと判断するでしょう。そして、「結果の大きさ」については、取引金額やその取引先に関する人脈などをもとに判断ができます。

3. 心理的安全性は重要

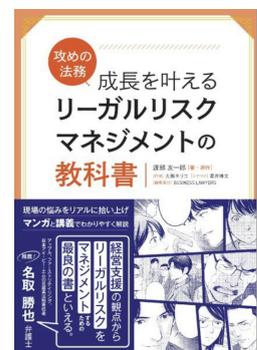
「攻めの法務」を実践するためには、心理的安全性が欠かせない、と書かれています。なぜでしょうか。それは、世間に溢れる様々なリスクについて意見を出し合うことで、一人では気が付かなかったリスクに気づけることもあるからです。もし、トップの発言を過度に恐れる組織であれば、トップの顔色を常にうかがい、意見に賛同しかせず、柔軟な意見交換は生まれません。心理的安全性が重要だということはもはや常識ですが、リーガルリスクマネジメントの視点においても、その重要性を感じます。

※心理的安全性とは：対人関係において、リスクのある発言・行動をしてもこのチームなら安心だ、というチームメンバーに共有された信念のこと。

【まとめ】

随所に漫画が入っており、法律関係の本としては、かなり読みやすい一冊です。ぜひ、企業のリーダー職、管理職のみなさまにも、ご一読いただければと思います。

私たちも、リーガルリスクマネジメントを活用しながら、地域の企業の皆さまと共に成長の道を歩んでいきたいと考えています。御社の社外法務部という役割を通じて、本業に専念できる環境づくりを、全力でサポートしてまいります。



お知らせ

【法律顧問契約のご案内】

弊所は、法律顧問契約にご対応をしております。

法律顧問契約というサービスは「御社が本業に専念できる環境を提供する」ものです。

たとえば、お取引先からの支払いが遅延しているときや、思わぬトラブルにより損害賠償を求められたとき、そちらに気が向いてしまうことでしょうか。トラブル対応は緊急度も重要度も高いので当然です。

ただ、本当は御社のサービスでお客様へ貢献することに、最大のエネルギーを注ぎたいのではないのでしょうか。そこで弁護士が介入することにより、御社の本業に集中していただける環境を創ります。

また、契約書等のリーガルチェックや、労働問題、社内向け研修・セミナーのほか、従業員様の個人的な問題（相続、交通事故、婚姻関係など）に関するご相談も受け付けております。まだまだ弁護士は敷居が高いイメージがあり、「わざわざ相談するほどでも…」とお考えになる方も多くおられます。そこで、お勤め先とご縁のある弁護士がいることで、安心にもつながります。従業員様がいきいきと働いてくださることも、御社の発展に欠かせないことと存じます。

この他にも、顧問弁護士によるサポートで数々のお喜びの声を頂いております。詳しくご説明させていただきますので、お気軽にお問合せください！

サポート内容	月額顧問料	弁護士稼働時間(月)上限	メール・チャット相談	電話・Zoom相談	事務所面談	事業所への訪問(要相談)	セミナー・講演・研修(稼働時間内・無料)	リーガルチェック(稼働時間内対応)	簡易な方法での売掛金等の回収(弁護士名の書面による督促など)
ライトプラン	(月22,000円 税込)	1h	~3往復	○	○	×	△(~稼働上限時間)	○	○(月1通まで)
スタンダードプラン	(月33,000円 税込)	1.5h	~5往復	○	○	○(~1回/3か月)	○(同上)	○	○(月2通まで)
アドバンスプラン	(月55,000円 税込)	2.5h	~8往復	○	○	○(~1回/2か月)	○(同上)	○	○(月3通まで)

【終活イベントを毎月開催しております！】

昨年12月より、新企画「終活お話し会」を始めました！

この「終活お話し会」を始めたのは、終活についてやわらかく話せる場を作りたいという思いからです。ただ、「終活」と聞くと、「縁起でもない」とか「まだ早い」といったお声をいただくこともあります。

弊所はトラブル対応に強い弁護士事務所です。だからこそ、事前に備えることで多くの問題を未然に防げることを知っています。一方で、多くの方は「弁護士に相談するほどのことでもない」と感じておられるのも事実です。そこで、「無料で」「毎月」「気軽に弁護士に会える」、終活について自由に話せる居場所を作りたいと考え、この会を始めました。

終活を考えておられるご本人はもちろん、ご家族やご友人に「こんな会があるらしいよ」と気軽にお誘いいただくのもおすすめです。直接「終活を考えてみたら？」と言うよりも、こうした場をご紹介いただくほうが、ずっとやわらかく伝わるのではないのでしょうか。

次回は2月13日(木) 14:30~16:30、豊前市総合福祉センターにて開催いたします。

皆様のお越しを、心よりお待ちしております。

発行元：豊前総合法律事務所

〒828-0028

福岡県豊前市青豊19-14 スペースI

TEL：0979-53-9106

FAX：0979-53-9107

